持続可能で活力ある日本と地域を実現するための提言

全国知事会は、持続可能で活力に富んだ新しい日本社会を実現するため、以下に記した項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを選挙公約等に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和７年４月　全国知事会

【重点項目】

我が国が抱える重要な課題への対応として、特に次に挙げる事項を重要な施策として位置づけることを強く要望する。

≪最重要項目≫

Ⅰ．人口減少対策を要とした地方創生 2.0 の実現に向けた取組の推進

■人口戦略の総合的な推進

・　深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、①東京一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、②少子化に歯止めをかける自然減対策、③希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、真に実効ある政策を再構築し、人口減少問題解決の鍵を握る若者・女性の意見を取り入れながら地方との適切な役割分担により、強力かつ総合的に推進すること。

■政府機関や大学、企業の本社機能等の分散

・　大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点も踏まえ、政府関係機関等の地方部への移転を着実に推進するとともに、大学、企業の本社機能や研究開発部門等の地方分散を促進するなど、行政・経済機能や雇用機会等の大都市部への偏在を是正すること。

■子ども・子育て政策の強化

・　子どもの医療費助成制度、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費、高等学校・大学等の授業料の無償化など、全国一律で行う施策については、地域間の差が生じないよう、地方負担分も含めて、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

■広域交通ネットワークの整備推進

・　シームレスな拠点連結型国土の形成を図るため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化、スマートＩＣの整備、環状道路の整備促進、湾口部・海峡部等を連絡するプロ

ジェクトの推進、リニア中央新幹線や北陸新幹線などの整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化や高速化、代替機能を発揮する鉄道のネットワーク化など、広域交通ネットワークの整備を推進すること。

■抜本的な地方分権の推進と地方自治の尊重

・　全国一律の基準で実施する事務のあり方を見直すことや、条例による法令の上書き権の設定、従うべき基準の廃止など国と地方の役割分担の見直しに向け、経済界も含め、官民が一体となって議論・検討する場（地方制度調査会など）を設置すること。

・　いわゆる「１０３万円の壁」の引き上げや「暫定税率の廃止」など地方税財政に大きな影響を与える制度の見直しにあたっては、地方の担う行政サービスに支障を来たすことがないよう、事前に地方の声を確認しながら、丁寧に議論を進めること。

・　国会に地方分権の推進や地方自治の尊重に関する常設の委員会を設けることや、議員立法においても、内閣提出法律案と同様の意見提出権のような地方の意見を反映させる仕組みを創設すること。

Ⅱ．公明かつ適正な選挙の確保

・　当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援するなどの行為（いわゆる「２馬力選挙」等）は、選挙運動の数量制限に抵触するおそれがあるほか、有権者の前で政策論争を公平に行い、審判を仰ぐ選挙のあり方を揺るがすものであることから、必要な措置を講じること。また、候補者や親族、関係者等への誹謗中傷や、選挙を利用して収益を得るため過激な内容や真偽が不明な情報を投稿するなどの行為は、選挙結果に重大な影響を及ぼす可能性があることから、選挙における不適切なインターネット等の利用について、必要な措置を講ずること。

Ⅲ．気候変動対策の加速化

・　「2050 年ネット・ゼロ」に向け、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れること。また、地球温暖化対策計画（令和７年２月 18 日閣議決定）に掲げた目標の達成に向けて、GX 経済移行債を柔軟に活用し、地方公共団体と連携しながら、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする新技術の早期社会実装とともに地域脱炭素の加速化を図るための取組を一層強力に推進すること。

Ⅳ．大規模災害への対応・対策の強化

・　大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導する体制を整備し、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進すること。

Ⅴ．医療・福祉・介護人材の確保等

・　「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の抜本的な解消に向けた更なる対策及び財政措置を講じること。また、福祉・介護の現場で働く方々の確実な収入引き上げに向け適切に制度設計するとともに、国において、財源確保も含め必要な措置を講じること。

Ⅵ．米国相互関税措置等への対応、賃上げ・物価高対策

・　地方の産業や雇用への米国の関税措置や経済の変動の影響を踏まえ、中小企業や農林水産業等に対する影響を最小限とする対策を実施すること。また、地方経済が持続的に発展していくため、地域の特性や資源を生かした高付加価値型の産業・事業の創出・強化、新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出に向けた支援を行うこと。

・　物価高の影響が大きいと考えられる子育て世帯、低所得世帯に対する支援をはじめ、地域の実情に応じた対策を機動的に講じるため、必要な財政措置を講じること。また、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を一層進めるとともに、企業の賃上げが持続的に可能となるよう環境整備の一層の推進を図ること。

Ⅶ．選択的夫婦別氏制度に係る議論の活性化

・　結婚に際して、いずれか一方が必ず氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとっては、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの指摘がある一方、選択的夫婦別氏制度は、夫婦や家族の一体感や子どもへの影響等が懸念されるとの考えもあることから、様々な立場からの意見を踏まえたうえで議論を加速させること。

Ⅷ．国民スポーツ大会の実施における地方自治体の財政負担等の軽減

・　国民スポーツ大会の実施にあたって、都道府県・市区町村等の地方自治体の財政負担が非常に大きくなっている実情に鑑み、自治体の財政負担軽減に向けて財政負担のあり方等を検討すること。

1　人口減少対策の推進

① 女性・若者が暮らしやすい社会づくりなど人口戦略の総合的な推進

・　深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、①東京一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、②少子化に歯止めをかける自然減対策、③希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、真に実効ある政策を再構築し、人口減少問題解決の鍵を握る若者・女性の意見を取り入れながら地方との適切な役割分担により、強力かつ総合的に推進すること。

② 国民と連帯した強力な推進体制の構築

・　地域における社会減対策や保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換、持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国・地方のみならず、民間企業をはじめ様々な主体、国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、希望ある未来へと繋がる筋道であることから、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめ広く国民が連帯した強力な推進体制を構築すること。

2　子ども・子育て政策の強化

① 子ども・子育て政策の強化と安定的財源の確保

・　子どもの医療費助成制度、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費、高等学校・大学等の授業料の無償化など、全国一律で行う施策については、地域間の差が生じないよう、地方負担分も含めて、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

② 全てのライフステージを通じた誰ひとり取り残さない子ども・子育て施策の推進

・　地域少子化対策重点推進交付金の更なる制度拡充や全国一律の子どもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化や放課後児童クラブ等、子どもの居場所の確保とそれらを支える保育士等の人材確保・処遇改善、高等学校・大学等の教育費の更なる負担軽減など、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまでの全てのライフステージを通じた切れ目ない支援を抜本的に強化すること。

③ 教育施策との連携・推進

・　学校における働き方改革、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、学習指導要領の見直し、教師の育成支援を一体的・総合的に推進するこ

と。例えば、中学校の学級編制標準の引下げ、支援スタッフの充実、部活動の地域展開等やＧＩＧＡスクール構想の推進など、あらゆる施策と十分な財政措置を講じること。また、いわゆる高校無償化については、公立高校離れや都市部と地方部の地域格差の拡大などが懸念されることから、新たな交付金等による財政支援制度を創設するなど、国として公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。さらに、学校給食について、国の責任で財源を含め具体的な施策を早期に示すこと。加えて、国立大学の授業料については、進学機会確保の観点に十分留意し、拙速な引上げを行わないこと。

３　国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

① 人口減少社会を踏まえた国・地方の役割分担の見直しなどによる地方分権改革の推進

・　国と地方の役割分担について、責任と権限の不一致を解消し、執行体制を踏まえて資源配分を行い、協力・連携して取り組む必要がある。このため、全国一律の基準で実施する事務のあり方を見直すことや、条例による法令の上書き権の設定、従うべき基準の廃止など国と地方の役割分担の見直しに向け、経済界も含め、官民が一体となって議論・検討する場（地方制度調査会など）を設置すること。

② 国の立法過程への地方の参画や合区解消等の国会改革の推進

・　地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、早期に地方と協議を行うことで、国における施策の立案段階で地方の意見が確実に反映される仕組みを確保すること。

・　特に、いわゆる「１０３万円の壁」の引き上げや「暫定税率の廃止」など地方税財政に大きな影響を与える制度の見直しにあたっては、地方の担う行政サービスに支障を来たすことがないよう、事前に地方の声を確認しながら、丁寧に議論を進めること。

・　国会に地方分権の推進や地方自治の尊重に関する常設の委員会を設けることや、議員立法においても、内閣提出法律案と同様の意見提出権のような地方の意見を反映させる仕組みを創設すること。

・　当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援するなどの行為（いわゆる「２馬力選挙」等）は、選挙運動の数量制限に抵触するおそれがあるほか、有権者の前で政策論争を公平に行い、審判を仰ぐ選挙のあり方を揺るがすものであることから、必要な措置を講じること。また、候補者や親族、関係者等への誹謗中傷や、選挙を利用して収益を得るため過激な内容や真偽が不明な情報を投稿するなどの行為は、選挙結果に

重大な影響を及ぼす可能性があることから、選挙における不適切なインターネット等の利用について、必要な措置を講ずること。

・　参議院の「合区問題」については、憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に早期解消」すること。

③ 地方一般財源総額の確保・充実をはじめとする安定した地方税財政制度の確立

・　社会保障費の増加に加え、継続する物価高や賃上げにより避けることのできない歳出の増加を確実に地方財政計画の歳出へ計上し令和８年度以降においても、必要な一般財源総額を増額確保し、充実すること。

・　国と地方の税収割合が６対４である一方、歳出割合は４対６と乖離がある。国と地方の税源配分を当面は５対５とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し地方税を充実するとともに東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

・　地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実するとともに、各地方団体が地域の実情に応じた施策を着実に実施できるよう財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、臨時財政対策債は、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、引き続き縮減・抑制すること。

4　地方創生 2.0 の推進

① 地方創生 2.0 の推進に当たっての地方の意見の反映

・　地方創生 2.0 の推進には、地方と国が一体となって取り組むことが欠かせない。デジタル等の未来技術を活用し、一層高度かつ効率的に推進できるよう、地方の意見をしっかり反映させること。また、地方創生の実現に向けては息の長い取組が欠かせないことから、これまで地方が積み上げてきた努力の成果、蓄積が損なわれることのないよう、継続的な支援を行うこと。

・　地方財政計画における「新しい地方経済・生活環境創生事業費」について継続・拡充するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめとする地方創生関連予算について安定的に確保・拡充し、地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

・　Society5.0 時代の基幹インフラである光ファイバ、５Ｇ等について、過疎地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進めると

ともに、地方における光ファイバ、５Ｇ等を活用した地域の活性化や課題解決に向けたＡＩの社会実装等の取組を支援すること。

② 人材育成の核となる地方大学等への支援、地方への人の流れの創出

・　地方創生に資する魅力的な地方大学づくりの推進に加え、大学等の体制強化や産学官等の連携を深化させるための支援を充実させるとともに、ソフト・ハード一体となった教育研究環境の充実を図ること。

・　デジタル人材育成に係る特定地域内学部収容定員抑制の例外措置の実施にあたっては、地方におけるデジタル人材育成・確保のための支援を行うとともに、例外措置の要件適合大学への指導を適切に行うこと。

・　コロナ禍で生まれた地方回帰の潮流を一過性で終わらせることなく、地方への移住や二拠点居住、テレワークの更なる促進、「関係人口」の創出・拡大に取り組むこと。

・　大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点も踏まえ、政府関係機関等の地方部への移転を着実に推進するとともに、大学、企業の本社機能や研究開発部門等の地方分散を促進するなど、行政・経済機能や雇用機会等の大都市部への偏在を是正すること。なお、政府関係機関の地方移転については、地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮状況などの総括的な評価を踏まえ進めること。

・　「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムや地域支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

③ 持続可能な観光立国の実現

・　地域の魅力ある観光資源・文化資源の発掘・磨き上げの取組や誘客プロモーションの支援などを行うとともに、持続可能な観光地域づくりを推進できるよう、ＤＭＯの機能強化への取組に向けた支援を行うこと。

・　地方空港における新規就航等の実現や航空燃料の安定供給等の受入環境整備、検疫・税関・出入国管理体制等の整備・充実、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、双方向の交流拡大に向けたアウトバウンド推進のためのパスポート取得費用の負担軽減などへの支援を行うこと。

④ 広域交通ネットワークの整備推進や地域公共交通の維持確保

・　シームレスな拠点連結型国土の形成を図るため、高規格道路のミッシ

ングリンクの早期解消や相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化、スマートＩＣの整備、環状道路の整備促進、湾口部・海峡部等を連絡するプロジェクトの推進、リニア中央新幹線や北陸新幹線などの整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化や高速化、代替機能を発揮する鉄道のネットワーク化など、広域交通ネットワークの整備を推進すること。

・　全国的な鉄道ネットワークのあり方について方向性を示すとともに、地域鉄道の維持・存続に向けた支援を行うこと。また、深刻化するバス、タクシー運転手や鉄道運転士不足の解消などの取組を着実に推進できるようにするとともに、交通空白の解消に向けて、地域の交通資源等を最大限活用したライドシェアや自動運転などの多様な移動手段を継続的に確保できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

５　自然と暮らしが調和した脱炭素社会の実現

① 気候変動対策の加速化

・　「2050 年ネット・ゼロ」に向け、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れること。また、地球温暖化対策計画（令和７年２月 18 日閣議決定）に掲げた目標の達成に向けて、GX 経済移行債を柔軟に活用し、地方公共団体と連携しながら、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする新技術の早期社会実装とともに地域脱炭素の加速化を図るための取組を一層強力に推進すること。

② 脱炭素社会の早期実現に向けた新たなエネルギー及び地域共生型再エネの導入促進等

・　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等について、ＧＸ経済移行債の活用も含めた予算の拡充及び運用の改善を図るほか、事業期間が令和７年度までとされている脱炭素化推進事業債について、地方公共団体において 2040 年度目標に向かって主体的に取り組むことが可能となるよう、事業期間の延長を図るとともに予算規模を拡充すること。

・　再生可能エネルギーについて、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度の適切な運用や系統接続の制約の早期解消へ向けた措置を講じるなど、引き続き導入拡大を加速させること。また、導入に当たっては、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギーとなるよう、実効性の高い制度を構築すること。

③ 野生鳥獣対策等の充実・強化

・　昨年４月にクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管

理鳥獣対策事業交付金や特別交付税措置を一層拡充し、被害の防止に不可欠な人材の確保・育成及び体制の維持、生息実態調査の実施、狩猟等の安全対策の強化など、鳥獣対策の充実を図ること。

④ サーキュラーエコノミーの推進及びＰＦＡＳ対策の強化

・　ペットボトルの水平リサイクルや太陽光パネルのリユース・リサイクルなど再資源化事業の高度化を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を加速化すること。

・　PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見を集約するとともに、公共用水域等における評価指標の取扱いを早急に検討すること。また、汚染が確認された場合における排出源特定のための調査、汚染の拡散防止策、水道水からの除去対策等について、具体的な方法を早急に示すこと。

6　大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

① 大規模災害への対応・対策の強化

・　大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導する体制を整備し、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進すること。

② 防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的推進

・　自治体の防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進し、令和７年度に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債及び防災・減災・国土強靱化推進事業債を延長すること。また、国土強靱化実施中期計画において現行の５か年加速化対策を大きく上回る事業規模について定め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するとともに、老朽化対策に関する予算については迅速かつ着実に対策できるよう十分な予算の確保及び制度の拡充等を図ること。さらに、流域下水道の維持管理・更新について、国として主体的にその手法を確立させるとともに、更新費用の負担主体についても考え方を取りまとめること。あわせて、国土強靱化に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

・　被災自治体の広域応援・受援体制について、国と地方の役割分担の整理や応援に対する十分な財政措置等も含めた体制を構築するとともに、原子力災害時の広域避難実施体制の整備、原子力施設の安全対策の充実・強化に取り組むこと。

③ 東日本大震災早期の復旧・復興に向けた支援体制の構築

・　東日本大震災については、原子力発電所事故とそれに伴うあらゆる課題について、国主導で早期に解決すること。また、「第２期復興・創生期間」以降も取り組むべき被災地の課題に対する支援を継続すること。加えて、継続した風評の払拭などに取り組むこと。

・　科学的根拠に基づかないまま原子力発電所事故やＡＬＰＳ処理水の放出に伴う輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

④ 国民保護体制の強化

・　国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。また、緊急一時避難施設の指定促進に向けた対策を強化するとともに、国民保護措置や状況に応じた具体的な避難方法への国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

・　原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

7　将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

① 地域の実情を踏まえた医療提供体制の構築

・　地域医療構想については地方とも丁寧な協議を行い、再編統合を前提とせず、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想については、適切なタイミングで意見照会や意見交換の場を設けるなど、都道府県の意見を十分反映しながら具体的検討を行い、国としてのグランドデザイン・将来ビジョンを明確に示した上で策定ガイドラインを早期に発出すること。

・　「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の抜本的な解消に向けた更なる対策及び財政措置を講じること。また、医師の働き方改革を推進するため、医療機関や都道府県に対し更なる技術的・財政的支援を行うこと。

・　マイナンバーカードの健康保険証利用については、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について国民

及び医療機関への普及・啓発を進めること。

・　国民健康保険制度については、財政基盤強化のため、国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援を講じること。また、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、引き続き維持すること。あわせて、子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象の 18 歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図るとともに、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国庫負担減額調整措置を廃止すること。さらに、国保総合システムの更改費用について、保険者等に追加的負担が生じないよう必要な財源を確保すること。なお、他の医療保険制度を含め、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げの検討に当たっては、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等について丁寧に議論を行うこと。

② 健康長寿社会の実現に向けた健康づくり推進

・　健康寿命の延伸に向けた取組等、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進するとともに、地方が生活習慣病等の予防対策に係る効果的な取組を推進できるよう、十分な財政支援を行うこと。

・　地域包括ケアシステムについては、地域の実情に応じた深化・推進が図られるとともに、提供される医療・介護・保健等のサービスに地域格差が生じないよう支援を強化すること。また、認知症に対する理解促進とともに、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備に係る支援策の充実を図ること。

③ 福祉・介護施策の更なる充実

・　福祉・介護人材の安定的な確保に向け、福祉・介護職への理解促進及びイメージアップに取り組むとともに、魅力ある職場づくりを促進すること。また、福祉・介護の現場で働く方々の確実な収入引き上げに向け適切に制度設計するとともに、国において、財源確保も含め必要な措置を講じること。あわせて、福祉・介護職員の処遇改善加算については、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置とすること。

・　保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとともに、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮すること。

・　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行うとともに、財政措置の拡充等必要な措置を講じること。また、物価高による影響が特に大きい生活困窮者への支

援については、国の責任において、実情に十分配慮した全国一律の対策を継続して講じること。

④ 医療機関・社会福祉施設等の経営安定化

・　食材費や光熱費等の上昇により大きな影響が出ている医療機関等の経営安定化のため、令和６年度補正予算による物価高対策の効果を踏まえながら、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講じること。また、社会福祉施設等についても、臨時的な公的価格の改定による対応も含め介護報酬等の適切な改定を行うとともに必要な財政措置を講じること。

８　活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

① 米国相互関税措置等への対応を踏まえた地域経済の活性化に向けた支援

・　地方の産業や雇用への米国の関税措置や経済の変動の影響を踏まえ、中小企業や農林水産業等に対する影響を最小限とする対策を実施すること。また、地方経済が持続的に発展していくため、地域の特性や資源を生かした高付加価値型の産業・事業の創出・強化、新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出に向けた支援を行うこと。

・　各地域の実情に応じた地域経済対策に取り組むことを支援するため、補正予算等による大胆かつ強力な経済対策を講じるなど、的確に対応すること。また、エネルギー価格の安定に向けて、国が全国統一的な対策を行うとともに、エネルギー転換等の事業構造の転換など、中長期的な取組に対する支援を行うこと。さらに、農林水産業について、燃料や生産資材等の価格高騰による影響を緩和し、コストを踏まえた生産物の価格形成を行える仕組みを構築すること。

・　物価高の影響が大きいと考えられる子育て世帯、低所得世帯に対する支援をはじめ、地域の実情に応じた対策を機動的に講じるため、必要な財政措置を講じること。また、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を一層進めるとともに、企業の賃上げが持続的に可能となるよう環境整備の一層の推進を図ること。

② 雇用・担い手対策及び労働の質の向上

・　今後成長が見込まれる分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、リスキリングや、働き方に対して中立的な制度の構築、セーフティネットの充実、雇用慣行の見直しを推進すること。

・　外国人材については、在留資格「特定技能」について、対象分野に企

業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、特定地域に外国人材が偏在することがないよう企業等と外国人材とのマッチングを充実させること。

③ 研究開発の取組、資金繰り・投資促進、海外展開の支援

・　デジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組、資金繰りや投資促進、海外展開・販路開拓などへの支援を拡充すること。また、次世代半導体の製造拠点の円滑な整備や、製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けた取組を推進すること。

・　円滑な事業承継を促すような支援策を講じるとともに、企業間の取引適正化につながる環境の整備を行うこと。

④ 強い農林水産業の実現による国内生産の増大と利用の拡大

・　経済連携協定に伴う農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、万全な措置を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

・　農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進すること。

・　輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物等の水田等を有効活用した生産拡大の取組や、生産基盤の強化への支援を一層強化すること。

・　多収性に優れた品種の開発・栽培技術の確立・生産現場への導入支援による生産量増加に向けた取組や次世代型農業の実現による生産性向上に向けた取組、環境への負荷低減による将来にわたり持続可能な食料生産システム確立を一層推進すること。

・　家畜伝染病や病害虫等の国内への侵入防止のための水際対策の強化・徹底や、国内での発生防止及びまん延防止、影響を受けた事業者の経営維持・再開に対する財政支援を充実・強化すること。また、家畜伝染病について科学的根拠に基づく有効な発生予防対策の確立や、国による広域的・体系的な都道府県間連携の仕組みを構築すること。

・　適切な資源管理による水産資源の回復や、海洋環境の変化に対応した漁業者・水産加工事業者の魚種転換への支援、新たな増養殖技術の開発

などの取組を一層推進すること。

・　林業振興や災害防止の観点から、新たな国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体・民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化するとともに、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発し、需要創出に努めること。

⑤ 物流改革の推進

・　物流効率化や商慣行の改善、適正運賃収受等の取組を支援するとともに、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方における競争力の維持に向けた支援策の実施や、広報等を通じた荷主・消費者の意識改革・行動変容を促す取組を強化すること。

9　誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

① 孤独・孤立対策の推進

・　孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。また、孤独・孤立対策に係る議論の際には、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

② 就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援

・　就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就職・正社員化・処遇改善・教育訓練・職場定着等の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

③ 選択的夫婦別氏制度に係る議論の活性化

・　結婚に際して、いずれか一方が必ず氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとっては、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの指摘がある一方、選択的夫婦別氏制度は、夫婦や家族の一体感や子どもへの影響等が懸念されるとの考えもあることから、様々な立場からの意見を踏まえたうえで議論を加速させること。

④ 新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討

・　長時間労働の是正、テレワークの推進等による労働条件の弾力化など、働き方改革を着実に実現し、子育て・介護等への支援の充実、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消等に対する施策の充実を図るとともに、これらに係る企業の取組を

支援すること。

・　個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働けるよう、社会保障制度などの環境整備のあり方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

⑤ 地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

・　男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前となり、女性が出産・子育てを理由に離職することがないよう、事業主、雇用者双方に育児休業制度の理解を促進し、社会全体で応援していく機運醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の促進と生産性向上に取り組む事業者への支援を強化すること。そのためにも、地域女性活躍推進交付金については、十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げるとともに、複数年の継続事業やハード整備も交付対象とするなど柔軟で使いやすい運用とすること。また、地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

⑥ 差別解消に向けた対策の実施及び人権課題に係る財源の確保・充実

・　障がいを理由とする差別、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別、難病や感染症等の疾患に対する理解不足による偏見・差別等、様々な人権課題の解消に向け、国においてその責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、地方交付税措置など、必要かつ十分な財源の確保・充実を図ること。

⑦ 拉致問題の解決に向けた断固とした対応

・　拉致問題について、拉致被害者の早期帰国に全力を尽くすとともに、拉致の疑いが排除されない特定失踪者を含む行方不明者の実態調査・事実確認を徹底して行うこと。併せて、国民の一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

10　地域の誇りを守り育む

① 大阪・関西万博、国際的なスポーツイベントの成功及びその効果・レガシーを波及・継承する施策等の実施

・　我が国で開催されている大阪・関西万博や今後開催される国際的なスポーツ・パラスポーツイベント[注]について、国内外における機運醸成に取り組むとともに、経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興などの効果を、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、そのレガシー（遺産）を、その先へつなげられるよう、継続的な支援に取り組むこ

と。

注　東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第５回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など

・　国民スポーツ大会の実施にあたって、都道府県・市区町村等の地方自治体の財政負担が非常に大きくなっている実情に鑑み、自治体の財政負担軽減に向けて財政負担のあり方等を検討すること。

② 地域における文化芸術の振興

・　地域における文化芸術活動の継続及び、多様な人々の文化芸術活動への参加を支援し、文化施設の機能向上につながる施設の整備・充実やＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入への財政支援の拡充をすること。また、地域における文化財の保存及び活用を図るため、文化財の保存整備等に係る全体予算の増額確保、文化財防災の取組支援及び無形文化財等の登録制度並びに地方登録制度への財政支援の拡充等をすること。